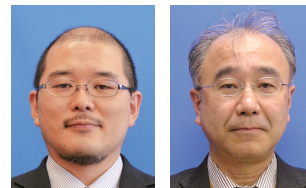


地域住民等による道路除雪活動への支援策の現状と課題に関する調査

(研究期間：平成元年度～令和3年度)

社会資本マネジメント研究センター 建設経済研究室
主任研究官 原野 崇 (室長 (博士(工学))) 小俣 元美



(キーワード) 道路除雪、住民参加、行政支援

1. はじめに

近年、非常に強い降雪が集中的かつ継続的に発生するなど雪の降り方が変化する一方、道路の除雪を担う地域の建設業者等は除雪機械の老朽化や熟練したオペレータの高齢化が進むなど、除雪作業を取り巻く環境が一層厳しさを増している。国土交通省が設置した冬期道路交通確保対策検討委員会¹⁾は、地域や民間団体が積極的に除雪作業に参加できる仕組みの検討を提言した(2018年5月)。このため国総研では、地域や民間団体が道路除雪へ積極的に協力できる仕組みの構築を目指し、冬期道路対策への住民参加を促進する方策の検討を行っている。

本研究は、その施策を検討し促進するための基礎資料として自治体や地域住民等に情報提供することを目的に、豪雪地帯の住民等による道路除雪活動に対する支援策について調査を行ったものである。

2. 住民等による道路除雪活動への支援策調査

住民等による道路除雪活動や行政による活動支援策の現状について、以下の通り調査を実施した。まず、豪雪地帯対策特別法に基づき豪雪地帯及び特別豪雪地帯に指定されている自治体(※令和3年4月1日現在532市町村)を対象にした『豪雪地帯基礎調査』(国土交通省、令和2年度実施分)の調査結果を基礎に、地域住民等による道路除雪活動に対して支援を実施している事が対象自治体のホームページや既存文献等から確認できた161市町村、231事業について抽出した。併せて、当該161市町村の気象状況を気象庁の観測データから、また、人口や年齢構成、財政状況等の社会経済状況を総務省統計局資料等から調べ、住民除雪活動支援の実施状況とこれらの気

象・社会データとの関連性について整理した。

(1) 市町村による支援の実施状況

住民等による道路除雪活動への支援を実施している市町村は豪雪地帯で30%(161/532市町村)、そのうち特別豪雪地帯で25%(50/201市町村)、特別豪雪地帯に指定されていない豪雪地帯指定市町村(以下「非特豪地域」という。)で34%(111/331市町村)であった(図-1)。

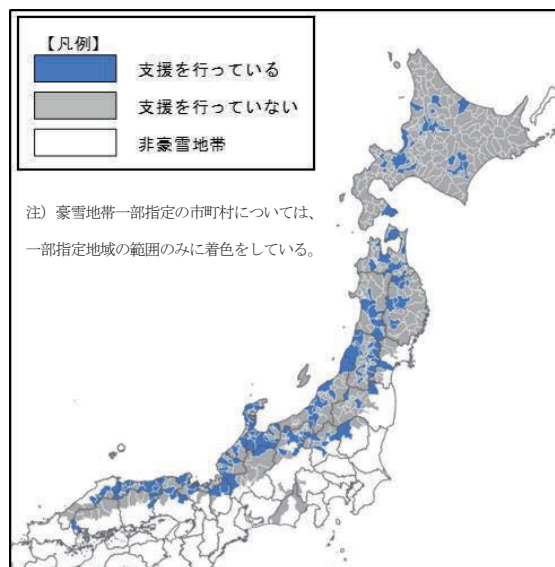


図-1 道路除雪活動への支援実施状況

支援策の実施状況を道府県別にみると、また、豪雪地帯指定市町村が10市町村以上ある14道県において、「支援を実施している」市町村の割合が多いのは、鳥取県(79%)、富山県(73%)、石川県(63%)、福井県(53%)、山形県(51%)の順となっている。

(2) 支援策の実施内容

豪雪地帯における住民等による道路除雪活動への支援の実施内容は「除雪機の貸与」が16%と最も多く、次いで「活動費用の助成」(14%)、「除雪機の購入支援」(10%)の順となっている。一方で、特別豪雪地帯に限ってみると「活動費用の助成」が

17%と最も多く、次いで「除雪機の貸与」(12%)、「除雪機の購入支援」(5%)の順となっている(図-2)。住民が除雪機を所有しない地域では貸与されれば人手は住民参加で充足でき、住民が保有する除雪機を使う場合は実費助成や燃料の現物支給で支援するケースが多く見られた。

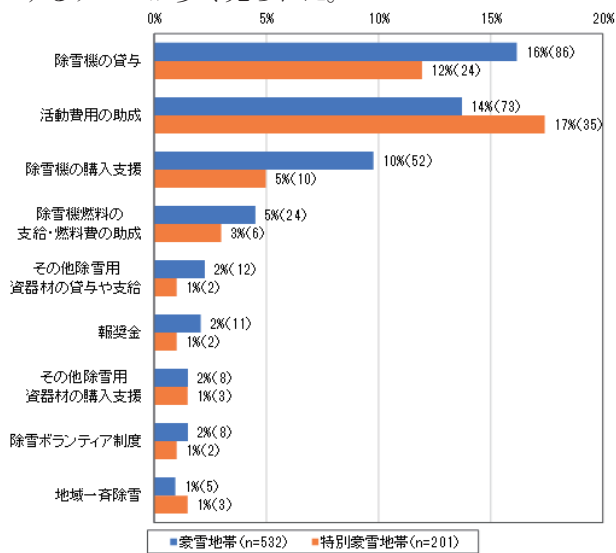


図-2 住民等による道路除雪活動への支援内容

3. 支援策と社会状況の関連性について

豪雪地帯全532市町村と、うち支援実施161市町村について社会状況との関係性を整理したところ、一定の傾向が見られた。その一部を以下に示す。

(1) 自治体の人口規模

人口規模が大きい市町村ほど、支援実施の割合が高くなっている(図-3)。その一因として、市町村合併の際、合併前の旧市町村の支援制度が合併後の自治体に引き継がれた事例が見られた。

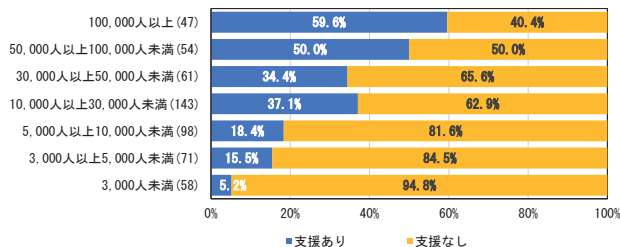


図-3 支援策の実施状況(人口規模別)

(2) 自治体の人口構成

15歳以上65歳未満、いわゆる生産年齢人口の割合が多い市町村において、支援実施割合が高くなっている(図-4)。住民除雪の担い手たりうる現役世代

が多い市町村において、道路除雪活動への支援を実施している様子が伺える。

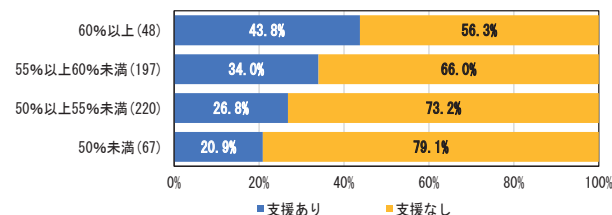


図-4 生産年齢人口割合

(3) 管理道路延長

自治体が管理する道路実延長が長い市町村ほど支援実施の割合が高くなっている(図-5)。道路管理者による除雪ができない部分を住民らによる除雪活動で補い、それを行政が支援している状況である。

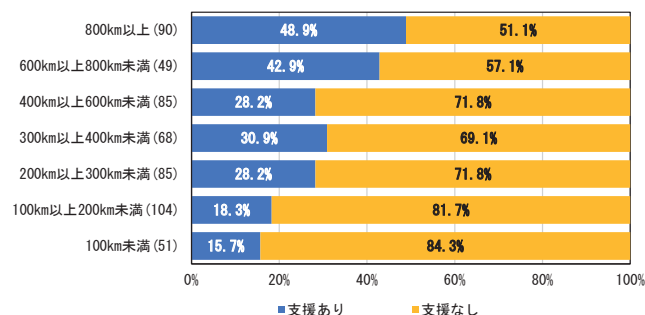


図-5 道路管理延長

4. おわりに

豪雪特措法で豪雪地帯、特別豪雪地帯に指定された市町村の多くがその後の市町村合併を経て現在に至った結果、指定地域と非指定地域が混在したり、豪雪地帯と特別豪雪地帯が混在する自治体が多く存在する。このため現在の市町村単位で実施されている豪雪地帯基礎調査では正確に把握しづらい部分もあるが、一定の傾向は把握できたと考えられる。各自治体の支援制度は地域特性や歴史的経緯を踏まえたものであり、社会情勢の変化に伴って見直しの必要が生じている場面も見受けられる。その検討に資する資料とすべく、本調査結果を技術資料として取りまとめる予定である。

☞ 詳細情報はこちら

1) 国土交通省：冬期道路交通確保対策検討委員会
<https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/toukidourokanni/index.html>